

供覽

方二日

軍務局

司法局

參謀長

參謀 千坂

參謀 松本

參謀 佐藤

佐藤 三十三

元防普第五八号

石井保

田中

通達

陸軍司令部

御用

本軍令發布六月一日より實施致候條
別冊軍令施行手続相添此段及御用也

明治三十八年九月二十二日

元山防備隊司令官酒井忠利

元山防備隊司令官

元山防備隊司令官酒井忠利
佐藤 三十三

佐藤

四六九

一〇

海

軍

保鎮

軍令施行手續

第一條

軍令、處分、軍罰處分會議ニ於テ之ヲ爲ス

第二條

處分會議ハ委員長一名委員三名ヲ以テ構

成ス

委員長ハ上長官委員ハ士官書記ハ筆記ヲ以テ

之ニ充ツ

第三條

委員ノ内一名ハ主理ノ職務ヲ行ハシム

第四條

委員ニシテ主理ノ職ヲ執ルモノヲ以テ檢察官ニ充ツ

第五條

何人ヲ論ズ軍令ニ関スル犯罪者アリタルヲ知リ

タルキハ檢察官領事憲兵將校下士卒若ク警

察官巡查ニ告発スベシ

第六條

檢察官領事憲兵將校下士卒及警官察官巡

査ハ軍令ニ関スル犯罪者アルヲ知リタルトキハ直ニ

ヲ逮捕スベシ

第七條

何人ヲ誦セス軍令現行犯、モノヲ認メタルトキハ直ニ

ニ之ヲ逮捕スルヲ得

其逮捕ニタル者ハ檢察官領事、憲兵警察官若

ク巡査ニ交付スベシ

第八條

憲兵卒巡査現行犯、者ヲ逮捕ニ若クハ其交付シ

受ケタルトキハ檢察官若クハ憲兵ノ將校下士又ハ警官

警察官ニ之ヲ引致スベシ

第九條

檢察官現行犯、モノヲ逮捕ニ若クハ其交付ヲ受ケタ

ルトキハ訊問及ヒ檢證處分ヲ為シ調書ヲ作ルベシ

場合ニ因リ憲兵、將校下士及警官ニ嘱托シ前

項ノ手續ヲ為スルヲ得

第十條

憲兵將校下士及警官現行犯ノモリ逮捕シ
若クハ其交付ヲ受ケタルトキハ假リニ訊問及檢證處分
ヲ為シ調書ヲ作シ檢察官ニ送付スベシ

第十一條

檢察官檢察ノ處分ヲ為スルトキハ被告事件ニ證
憑物件ヲ添ヘ司令官ニ具申スベシ

第十二條

司令官被告事件ノ具申ヲ受ケタルトキ其犯罪輕
罪監禁以上ニ該ルヘキモト認ムルトキハ審問若クハ審
判命令ヲ下シ追放以下ノ刑ニ該ル可キモノニシテ審
問ヲ要セスト認ムルトキハ直ニ判決ノ命令ヲ下スベシ

第十三條

審問若クハ判決ノ命令ヲ下シタルトキハ其事件ヲ委
員（主理職務ヲ執ルモノ）
（以下委員ト稱スルモ可キ）ニ下付スベシ
委員審問ヲ為スルハ先ツ召喚狀ヲ發スベシ
被告人出庭シタルトキハ即日之ヲ訊問スベシ

第十四條

委員ハ被告人ヲ喚狀ヲ受ケ其時日出廷セサルト
キハ勾引狀ヲ發スルヲ得

第十五條

委員ハ重罪ノ刑ニ該ルヘキモト認ムル被告人ナルトキ又
輕罪以下刑ニ該ル可キモト認ムル被告人ニテ罪證湮滅又
逃亡ノ恐れアリト認ムルトキハ直ニ勾引狀ヲ發スベシ

第十六條

委員ハ召喚狀若クハ勾引狀ヲ受ケ可キ被告人遠
隔地ニルトキハ其地ノ領事憲兵ノ將校下士又警
察官ニ訊問ヲ囑托スルヲ得

又前掲諸官ニ召喚狀ヲ傳達勾引狀ヲ執行ヲ囑
托スルヲ得

第十七條

委員ハ被告人所在ヲ覺知スルヲ能ハサルトキハ領
事憲兵ノ將校下士及警察官ニ人相書ヲ送リ其
逮捕ヲ求ムルヲ得

第十八條 委員ハ被告人監禁以上ノ刑ニ該ル可キモノト認ムトキ

ハ收禁狀ヲ發スルヲ得

第十九條

公子狀及收禁狀ハ衛兵若クハ巡查ヲシテ之ヲ執行セシメシ

第二十條

委員ハ事實審明ノ為メ監檢家宅搜索物件押
収ノ處分ヲ為スヲ得

其場所遠隔ニ地ニアルトキ其地ノ憲兵將校下士

又ハ警官ニ其處分ヲ囑托スルコトヲ得

第二十一條

委員ハ事實審明ノ為メ通信官署及諸會社
ニ事由ヲ通知シテ被告事件ニ關係アル往復文書

電報及物件ヲ收受開披スルコトヲ得

其場所遠隔ニ地ニアルトキ本條ノ所分ヲ囑托スルヲ得

第二十二條

委員ハ證人及通譯ヲ呼出スヲ得

第二十三條

委員ハ被告事件ニ關スル調書説明ヲ為メ其調書

第二十四條

シテリタル檢察官又ハ他ノ官吏ヲ呼出スヲ得
處分會議ハ委員長委員長書記ノ席ニテ之ヲ開
ク可シ

第二十五條

委員長ハ被告ヲ訊問シ若クハ委員ヲニテ其訊
問ヲ為サシム可シ

第二十六條

委員長ハ開廷ヲ判決終結ニ至ルマテ問必要ト認
ルトキハ命令狀ヲ發スルヲ得

第二十七條

委員長ハ法廷ニ於テ警告為メ相當ノ處置ヲ為スヲ得
委員長ハ法廷其他ノ場合ニ於テ證人通譯ヲ
要シ若クハ他ノ官吏ヲ呼出ヲ要スルトキハ第二十三條
ノ例ニ依ル

第二十八條

委員長ハ證人事實參考人ヲ訊問シ若クハ委
員ヲニテ訊問ヲ為サシムベシ

二十九條

判決ノ為メ更ニ檢證處分ヲ要スルコトキハ委員

第三十條

長其處分ヲ為シ若ハ委員ヲミラシ之ヲ為サレムニ
被告人ノ訴問終リタルハ委員長更ニ被告人對

第三十一條

シ他ニ陳述スベキコトナキヤ否ヤヲ問ヒ訴問終リタル旨
ヲ告グ被告人ヲ退廷セシメ其判決ヲ為スベシ
委員(主理職務ヲ執ルモノ)ハ會議席ニ於テ意見書
ノ趣旨ヲ説明スベシ

第三十二條

會議判決其意見ト合ハサルトキ其旨ヲ記シタル書
面ヲ判決書ニ添フルコトヲ得
其判決軍令ニ違ヒ再議スヘキ理由アリト認ムルトキハ
之ヲ其判決ノ命令ヲ下シタル司令官ニ具申スベシ
判決書ハ委員(主理職務ヲ執ルモノ)左ノ條件ニ照シ
之ヲ作リ委員長ハ委員書記ト共ニ署名捺印シ

關係書類ヲ添へ司令官ニ具申スベシ

一 判決ノ理由

二 有罪ノ判決書ニハ犯罪ノ證據憑及其罪ノ罰
スベキ軍令ノ正條

三 無罪ノ判決書ニハ被告人ノ死去セシコト若クハ

違ヒナリシコト若クハ被告事件罪ナラサルコト若クハ

犯罪ノ證據憑備ハラサルコト

四 被告人ノ國籍官位勲職氏名族籍年齡住

所判決ノ年月日

第三十三條 司令官判決書ヲ受ケタルトキハ直チニ裁判宣告ノ

命令ヲ下スベシ

第三十四條 處分會議ハ判決軍令ニ違ヒタルモノト認

司令官ハ之ヲ再議セシム

第三五條

裁判宣告命令アリタルトキハ委員長委員書記列席
シ被告人ヲ出廷セシメ委員長其宣告ヲ為スベシ

海軍

司法局

[illegible]

第一條

元山防備水域ニ出入ル船舶心得

黒岩高島北端及麗島東端ヲ經テトリア角

ニ至ル接合線ト元山港々界線トヲ以テ包圍スル海

面ヲ防備水域ト定ム

第二條

陸海軍ニ属セザル船舶ニシテ日没ヨリ日出迄ノ間ニ

防備水域ヲ通航スルハ出入トスルモノハ防備

隊司令官ノ認許ヲ受クヘシ

第三條

防備水域ヲ通航スルハ出入トスル船舶ハ必ズ麗

島南西角及小笠原島南端ヲ連絡セル線ノ南方

ヲ通航スヘシ

第四條

元山港ニ港セントスル船舶ハ麗島北端トイリ

角ヲ連絡セル線上ニ達スル前麗島南方ニ於テ

又出港セントスルモノハ港更線ニ達スル前葛麻半島
西角ノ西方ニ於テ航進ヲ停止シ船名符字信号
及左ノ信号ヲシテ水路導船ノ至ルヲ俟ツベシ

一汽船ニアリテハ要招水先信号ヲ掲ケ汽笛ヲ連吹ス
一帆船ニアリテハ要招水先信号ヲ掲ケ號角ヲ鳴ラズニ

第五條

前條ノ船舶ニ對シ海軍水路嚮導船葛麻信号所
若クハ前線信号所ニ於テ黨國船舶信号ヲ回答
統々掲ケ其應答ヲナス

前條船舶ニ任意ノ航進ヲ許サントスルハ海軍水路嚮
導船若クハ信号所ニ於テ前線信号ヲ降下ス

第六條

水路嚮導船ハ晝夜間ハ其樁頭ニ國旗一統々掲
揚シ夜間ハ白燈二個ヲ前樁ニ縦掲ス

第七條

防備水域ヲ航行スル船舶ハ五海里以上ノ速力ヲ用フベカラズ

第八條

防備水域内に於テハ陸海軍ニ属スルモノノ外防備
隊司令官ノ許可ナシテ錨泊ヲ禁ス

但沿岸ハ殊禁止ミタル場所ナラバ此ノ限リニテ

第九條

排水量二十噸ニ滿タル汽船、荷船、舢舨其他ノ

小舟ニシテ防備隊司令官ノ認許ヲ得タルモノハ第

三條第四條ノ規定ニ關セス通航スルコトヲ得

但必要ニ應ヒ其通航ヲ制限シ或ハ禁止スルコト

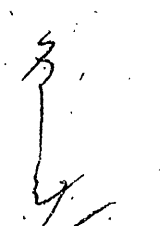
アルヘシ

第十條

前條ニ掲グル船舶ニシテ第二條ヲ犯シ夜間防備水

域ヲ通航スルモノアルハ砲撃セラルコトアルヘシ

電 報 送 達 紙

局 着		局 發				氏所名居人信受	
取扱者	受信 午後 時 分	付受 午後 時 分	第 月 日	第 号	局 報	 	
ハ口浦防備隊ハ敷設水雷ノ引上 ガ修理其他防備ニ関ス諸般ノ 準備整頓ス 五月十二日						定 指	
						  	
事 記						注 意 他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受タルモノハ此由ヲ符 號シ直チ此ノ配達ル電信局所へ返戻スベシ 決シテ取本直送ノ手渡シスベカラズ	
佐鎮長 五月十二日						氏所名居人信受	

1423

軍務局

軍令部



庚辰 五月廿四

次友

台湾総督府長官

十三日午後一時三十分上野廣川領事

右ノ報

朝鮮チヤベ島附近ニ派遣シタル島塚

兵曹チヤベ島附近ニ派遣シタル島塚

近ニ見張ルモ、報告ニ依リ島塚列嶼附

生形ハ海賊ニ攻撃せし衣

服其、他所持人等残ラズ掠奪集

セシ昨夜當地ニ引揚ケル最モ



山田三郎

海

五月廿四日

chapub
し

身俸

連退

此等ノ何等ノ危害ヲ蒙リ
コトナキモ海賊ノ所爲甚カ難列ニ
シテ此際再々彼ノ地ニ行クニハ甚カ危
険ニ付暫ク所トセラル島ヲ根據ト
シテ烏拉列嶼ヲ見張ルヨナスニキ方安
全ナラント云フ右高塚申出テノ用
取計ニ然ルニ中ヤ此意見ニ至テ電
報アリシモ尚モ衣服其他必要
ナル費用ハ差シ當リ高塚ヲ支弁
スル方ヲ申出ル右爲念
右ニ對シ取計ガ高塚申出テノ通リ取計

山田金吾印行

1425

アヲタキ者返電し還り

海

軍

由中会名會社印行

1426

電 報 送 達 紙

局 着		局 發				氏所名居人信受	
取扱者	受信 午後 三時 分	付受 午後 三時 分	第 三 八 日 號	報 局	報 局	氏所名居人信受	
						シ海 シ	
定 指						意 注 他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受クモノハ此由ヲ符 録シ直チ此レヲ送ル所へ返戻スベシ 決シテ其受取本人へ送ル	
事 記						名氏所居人信發 ス	

1427

第 四 章

1428

電 報 送 達 紙

局 着		局 發				氏 所 名 居 人 信 受	
取 扱 者	受 信 午 後 前 時 分	付 受 午 後 前 時 分	第 月 日 號	報 局 報			
指 定 事 記 注 意 他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ付 箋シ直チニ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻スベシ 決シテ其受取本人へ直接シ又ハ手渡シスベカラズ	指 定 事 記 注 意 他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ付 箋シ直チニ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻スベシ 決シテ其受取本人へ直接シ又ハ手渡シスベカラズ						

1429

電 報 送 達 紙

局 着		局 發				名氏所居人信受		
取 扱 者	受 信	信 午 後 前	付 午 後 前	第	報			
		時	時	月	日	號	局	
		分	分	字	報	局	報	
7	ヨ	ハ	タ	コ	1	4	2	3
6	リ	サ	ヒ	ア	4	カ	ト	カ
1	2	2	7	2	4	ル	ウ	7
2	ベ	ア	ヨ	タ	キ	ベ	リ	カ
1	イ	タ	1	ヤ	2	ウ	ト	カ
4	ス	タ	ル	7	オ	ヤ	ハ	2
タ	ル	カ	ヒ	1	ル	ゴ	ヤ	1
1	タ	カ	コ	1	ル	オ	ウ	2
1	子	カ	ウ	1	ス	イ	エ	

定 指

事 記

意 注

名氏所居人信受

他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ符
録シ直チニ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻スベシ
決シテ其受取本人へ直送シ又ハ手渡シスベカラズ

1430

電 報 送 達 紙

局 着		局 發				受 信 人 居 所 氏 名	
取扱者	受信 午後 時 分	付受 午後 時 分	第 月 日	報 局 號			
カ イ ヘ フ キ コ ク ケ コ ク コ					定 指 事 記		
					意 注 他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ符 鑑シ直チニ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻スベシ 決シテ其受取本人へ直送シ又ハ手渡しスベカラズ		

1431

軍務局

秋

電 報 送 達 紙

国立公文書館 アジア歴史資料センター

<http://www.jacar.go.jp>

紙 局 達 送 報 電

秋

局 着		局 發		氏 所 名 居 人 信 受	
取 報 者	受 信 後 時 分	受 付 後 時 分	第 上 月 一 日	第 一 號	報 局
全部水雷敷設完了 本日八浦都府水道 五月廿日 佐佐木友			定 指 6 月 事 記 他人宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ニ符 號シテナニ此レヲ配達シタ 電信局所へ返戻スベシ 此レヲ受取人へ直ニ手渡シスベカラズ		

1433

秘

軍務局

電報送達紙

局着		局發				名氏所居人信受	
取扱者	受信 午前 午後	付 午前 午後	第	第	第	名氏所居人信受	
	午後 7時 分	午後 7時 分	日	號	報		
ハ、角、備、係、女、大、也、水、 水、あ、る、及、結、 女、報、告、 主、の、女、 ハ、角、備、係、女、大、也、水、 水、あ、る、及、結、 女、報、告、 主、の、女、						定 招	
						事 記	
						注 意	
						他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ、歸山ヲ符 續シ直ニ此ノ電報局新へ返戻スベシ 決セテ返戻現本人へ配達シ又ハ手配シスベカラズ	

1434

紙 達 送 報 電

局 着		局		發		氏所名居人信受	
取扱者	受信	付午後	受午前	第一	報		
	午後	の	の	七	局		
	分	字	分	日	號		
五月廿三日 付録 長官 八口浦防備隊水雷敷設 本日全了 マモスニクホミ 口マハ モ田 クツレウ、サ						定 指	
						ムヨコ	
事 記						注 意	
						他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ符 號シ直チニ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻スベシ 決シテ其受取人へ直送シ又ハ郵渡スベカラズ	

1435

抄紙

電

四月十日

海

海防

1436

事務局

大臣

元山防備隊司令官

佐鎮長官

報告アリ

南方而ハ十七日北方而ハ本月中ニ敷
設準備整隊定

受僱人住所氏名						電報掛金	電信料	備考
注意 他人宛たる電報の配達を受けたる者は其山を付箋し直ちに之を配達したる通信局所に返戻すべし決して其受取本人へ直接又は手渡しするからず								
附印							著者	
記事								
指指定馬場								
第...号								
月日								
時間分								
字								
署名								
局番								

軍務編

1438

電 報 達 紙

局 着		局 發				名氏所居人信受	
取 扱 者	受 信	付 受 午 後	第	局	報		
	信 午 後 分	付 午 後 分	日	號	局		
電報 ハ ス ハ ヒ カ シ ワ ク ハ 口 浦 防 隊 中 水 高 木 揚 子 信 封 を 受 け る						注 意 他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ符 箋シ直チニ此ヲ配達タル電報局所へ返戻スベシ 決シテ其受取本人へ直接シ又ハ手渡シスベカラズ	

1439

2006



白木
 杉板敷き、床敷、唐紙、大工の
 つまみ、なぐさ、すし、
 るり至るゝ徳い、
 へるゝをるゝも
 三つ、ふつ、月、
 了、冬、達、
 一、お、お、
 六、月






山田實業會計師行

1440

五公要略即此書也

下沼らむお

乙永又工店
 植村新司工店
 地司友、
 為要塞
 又、
 乞、

電報送達紙

局 着		局 發				名氏所居人信受	
取扱者	受信 午後 午前 時 分	一 字	付 午後 午前 時 分	第 二 日 號	あ ろ 局	あ ろ 報	名氏所居人信受
イ	+	2	1	イ	2	イ	
ロ	✓	6	2	イ	4	イ	
ハ	✓	7	0	イ	2	イ	
ニ	✓	8	9	イ	✓	イ	
三	✓	9	4	イ	ニ	イ	
シ	✓	7	ハ	イ	✓	イ	
ス	✓	7	ハ	イ	✓	イ	
セ	✓	7	ハ	イ	✓	イ	
ソ	✓	7	ハ	イ	✓	イ	
タ	✓	7	ハ	イ	✓	イ	
チ	✓	7	ハ	イ	✓	イ	注 意 他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ符 箋シ直チニ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻スベシ 決シテ其受取本人へ直送シ又ハ手渡シスベカラズ
リ	✓	7	ハ	イ	✓	イ	
レ	✓	7	ハ	イ	✓	イ	
ワ	✓	7	ハ	イ	✓	イ	
ヰ	✓	7	ハ	イ	✓	イ	
ヱ	✓	7	ハ	イ	✓	イ	
オ	✓	7	ハ	イ	✓	イ	
カ	✓	7	ハ	イ	✓	イ	
キ	✓	7	ハ	イ	✓	イ	
ク	✓	7	ハ	イ	✓	イ	

1442

局		着		局		發		名氏所居人信受	
取扱者	受信	午前	午後	付	受	第			
	信	後	前						
	時								
	分								
	字								
ベ エ フ ハ カ キ ル ナ ル ダ 定 指									
事 記 注 意								名氏所居人信發	
他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ符 箋シ直チニ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻スベシ 決シテ其受取本人へ直送シ又ハ手渡シスベカラズ									

1443

局 着		局		發		受信人住所氏名	
受取 報者	受信	受信 午後	受信 午後	第 九 七 月 七 日	報 局 心 局		
午後 七 時 分	午後 七 時 分	午後 七 時 分	午後 七 時 分	日	報		
		</					

海軍大臣

機密

海軍少将

海軍少将

新長 功高

功高 功高

山下

新報

功高

功高

寫

功高

軍令部長

功高

電報 八月廿二日 功高

本日ヨリ 難知 湾 方面 水雷 手入 なる 引揚
ニ着 手 水雷 手入 終うハ 沈 置 ニ 差 支 ナ
キ 様 準 備 シ 置キ 當 今 沈 置 シ ナ ス 右
報 告 ス

海 軍

副官

參事官

發付

月日

年
月
日起案

本系ハ、

本係ハ、

1446

軍務局

請議案

下関海峡船舶通航禁止件

海軍

1447

下関海峡船舶通航禁止件

副官

參事官

發付

月日

年
月
日起案

大臣

次官

請議案

下関海峡船舶通航禁止件

海軍

1447

目下ノ戦局ニ鑑ミ船舶ノ下関海峡ヲ通航
スルコトヲ禁止スルノ必要ヲ認メ帝國憲法第
八條ニ依リ勅令ヲ以テ發布セラルハヲ要ス依
テ別紙緊急勅令案ヲ具シ閣議ヲ請フ

明治三十八年 月 日

海軍大臣

内閣總理大臣 宛

緊急勅令案

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ秘密顧問
ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條ニ依リ下
関海峡船舶通航禁止ニ関スル件ヲ裁可
シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
海軍大臣
内務大臣
農商務大臣
大藏大臣
外務大臣

勅令第 號
 戰時又ハ事變ニ際シ艦隊艦船ノ軍機行
 動上必要アルトキハ艦隊司令長官司令官
 若ハ鎮守府司令長官ハ一切ノ船舶ニ對シ一
 時下関海峡ノ通航ヲ禁止スルコトヲ得
 本令ニ依ル禁止ニ違背シタルトキハ船舶ノ長
 又ハ其ノ職務ヲ執ル者ヲ一年以下ノ重禁
 錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

（訓詁納）

陸軍大臣
 司法大臣
 逓信大臣
 文部大臣

附則
本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

1451